

## 奈良県との「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」締結について

奈良県司法書士会は、奈良県との間で「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を9月4日付で締結しました。本協定は、地震等の大規模災害が発生した場合の迅速かつ円滑な被災者支援を目的とするもので、▼県民生活の復興に資する法制度等に関する情報の提供、▼相続、不動産登記及び商業・法人登記、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度、成年後見制度に関する被災者からの相談、▼その他司法書士法に定める業務に関する被災者からの相談、を協力の内容としております。

災害が発生した際には、被災者の生活再建の支援や被災地の復旧支援のため、積極的に協力してまいります。

※ 概要につきましては、下記の奈良県ホームページをご高覧ください。

【奈良県ホームページ】 <https://www.pref.nara.jp/item/297801.htm#itemid297801>